

「セーフティーバッグ保護預り約定」新旧対比表（2022年10月1日改定）

（下線部分が改定箇所）

項番	改定前（セーフティーバッグ保護預り約定）	改定後（セーフティーバッグ保護預り約定）
1	3.保管物の範囲 (1)、(2) 省略 <u>(3) 新設</u>	3.保管物の範囲 (1)、(2)（現行どおり） <u>(3) 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、セーフティーバッグの通常の利用による保管に適さないものを収納することはできません。</u>
2	6.鍵の保管 セーフティーバッグに付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。	6.鍵の保管 セーフティーバッグに付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 <u>なお、正鍵の複製はできません。</u>
3	15.保管物の一時引き取り (1)、(2) 省略 <u>(3)、(4) 新設</u>	15. 保管施設の修繕、移転等 (1)、(2)（現行どおり） <u>(3) (1) および (2) のほか、セーフティーバッグの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、セーフティーバッグの保管施設の継続使用ができない場合には、当行は預け主にあらかじめ通知することによりセーフティーバッグの保管施設を変更できるものとします。</u> <u>この場合、セーフティーバッグの保管施設の変更の効力は、当行指定の日に生じるものとします。</u> <u>(4) (3) に基づきセーフティーバッグの保管施設の変更をする場合には、預け主は当行による通知内容に従って当行所定の手続きを行うものとします。この場合、預け主が当行所定の手続きを行うまでの間、当行はセーフティーバッグを当行指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は預け主の負担とします。なお、当行はセーフティーバッグの移送に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</u>

※改定後の新約定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。